



Level up your happiness



令和8年6月29日

各位

会社名 株式会社コーエーテクモホールディングス
 代表者名 代表取締役 社長執行役員CEO 鯉 沼 久 史
 (コード番号 3635 東証プライム)
 問合せ先 専務執行役員CFO 浅 野 健 二 郎
 (TEL 045-562-8111)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	令和8年7月29日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 150,746株
(3) 処分価額	1株につき1,507.5円
(4) 処分総額	227,249,595円
(5) 割当予定先	当社の取締役（※） 11名 70,193株 当社の執行役員 4名 10,341株 当社子会社の取締役 5名 15,664株 当社子会社の執行役員 19名 54,548株 ※ 社外取締役6名を含みます。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、令和8年5月18日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、令和8年6月18日開催の第17回定時株主総会において、①本制度に基づき、取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与すること、又は、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その譲渡制限期間は、当該株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかにて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間220,000株以内（うち社外取締役分は20,000株以内）とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額275百万円以内（うち社外取締役分は年額25百万円以内）とすること等につきご承認をいただいております。

また、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員にも譲渡制限付株式を付与することといたしました。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役 11 名及び執行役員 4 名並びに当社子会社の取締役 5 名及び執行役員 19 名（以下、あわせて「対象役員」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計 227,249,595 円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式 150,746 株を処分することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

対象役員は、令和 8 年 7 月 29 日（払込期日）から当社又は当社子会社の取締役又は執行役員のいずれも退任する日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

対象役員が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの間（ただし、対象役員が当社子会社の取締役である場合には、払込期日の直前の当該子会社の定時株主総会の日から翌年に開催される当該子会社の定時株主総会の日までの間とし、対象役員が当社又は当社子会社の執行役員である場合には、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。以下「本役務提供期間」という。）、継続して、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員の地位にあることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が本役務提供期間中に、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役又は執行役員のいずれも退任した場合、当該退任日の翌日をもって、本役務提供期間開始日を含む月の翌月（ただし、対象役員が当社又は当社子会社の執行役員である場合には、本役務提供期間開始日を含む月）から当該退任日を含む月までの月数を 12 で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月（ただし、対象役員が当社又は当社子会社の執行役員である場合には、本役務提供期間開始日を含む月）から組織再編等承認日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果、1 を超える場合には 1 とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、令和8年6月26日（本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,507.5円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

4. 支配株主との取引等に関する事項

本自己株式処分は、その一部につきまして、当社の親会社である株式会社光優ホールディングス及び株式会社光優の取締役を兼務する当社取締役名誉会長 襟川恵子、代表取締役会長 襟川陽一、常務取締役CSu0 襟川芽衣の3氏を割当対象としておりますので、支配株主との取引等に該当しております。

(1) 「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況

当社が、令和8年6月19日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。本自己株式処分は、当該指針に基づき、当社取締役会によって独自に意思決定されたものであることから、当該指針に適合すると判断しております。

「当社が事業活動を行う上での重要な承認事項等については、社外取締役及び社外監査役等が出席する取締役会において審議の上、当社が独自に意思決定をしております。

また、支配株主との取引に関しては、独立社外取締役が過半数を占める取締役会において、少数株主の利益保護の観点から、独立した立場で審議・検討を行うことで、支配株主との利益相反リスクについて適切に監視・監督しております。

従いまして当社においては、支配株主の経営判断が影響を及ぼすことはなく、支配株主の存在が少数株主の利益を害することはないと判断しております。」

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本割当株式は、社内で定められた規則及び手続きに基づいて割り当てることとしております。また、その内容及び条件についても、一般的な譲渡制限付株式報酬の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであります。

なお、利益相反を回避するため、当社の親会社である株式会社光優ホールディングス及び株式会社光優の取締役を兼務する当社取締役名誉会長 襟川恵子、代表取締役会長 襟川陽一、常務取締役CSu0 襟川芽衣の3氏は、本自己株式処分に係る取締役会の決議に参加せず、かつ決議に参加した取締役全員の承認を得ております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有する者から入手した意見

令和8年6月29日に、支配株主からの独立性を有する独立役員である社外役員（社外取締役 手嶋雅夫、社外取締役 小林宏、社外取締役 佐藤辰男、社外取締役 小笠原倫明、社外取締役 上沼紫野、社外取締役 小山内いづ美、社外監査役 木村正樹、社外監査役 高野健吾、社外監査役 河合千尋の9名）より、本自己株式処分は、以下の理由により、少数株主にとって不利益ではない旨の意見を得ております。

- ① 本割当株式は、令和8年6月18日開催の当社第17回定時株主総会において承認可決された「取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」の内容及び条件に基づき、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として付与されること。
- ② 本割当株式の内容及び条件について、一般的な譲渡制限付株式報酬の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであること。
- ③ 本割当株式の割当ては、社内で定められた規則及び手続きに基づきなされること。

以 上